

地域クラブ活動団体についてのQ & A 2025. 7. 28 現在

田原市教育委員会

Q 0 土日の両日とも活動する団体や、土曜日または日曜日に、それぞれ4時間を超える活動をする団体は、認定されますか？

A 0 認定されません。地域クラブ活動団体として認定するのは、土曜日もしくは日曜日のいずれかを活動日とし、活動時間は3時間程度の活動をする団体です。将来的に、この要件にあてはまる団体が増え、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していきたいと市では考えています。

Q 1 現クラブでスポーツ保険に入っていますが、どうしたらよいですか？

A 1 認定されたら、地域クラブ団体としての保険の加入手続きを協議会で進めます。現クラブですでに加入している保険は、現クラブの保険として補償期限まで有効です。

Q 2 活動時間は概ね3時間とありますが、何時間から指導員謝礼が出ますか？

A 2 2時間以上の活動で指導員謝礼が出ます。スポーツ庁が定めているガイドラインにそって、休日は3時間程度で、短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指します。なお、3時間を超えても、謝礼は増えません。

なお、災害時や不測の事態（地震や大雨、途中でWBGT31を超えて活動できないなど）が起こった場合は、2時間未満でも指導員に1,600円を支給します。

（追記）1回の活動は2時間以上4時間以内。土曜日または日曜日のいずれかに月2回以上の活動が対象になります。

練習日に、練習試合などで、活動場所が違う場合（市外で活動する場合も含む）でも、指導員謝礼が出ます。

Q 3 代表者や指導員が不在の場合は、活動ができませんか？

A 3 教育委員会が委嘱をした指導員か代表者がいる場合のみ活動ができます。

（追記）委嘱されていなくても、地域クラブ指導員研修会を受講した指導員がいる場合は活動ができます。

Q 4 同じ代表者や指導員が、2つ以上の団体の活動をしてもよいですか？

A 4 団体の構成員（参加生徒・指導員など）が異なる団体については認めます。

Q 5 中学生が、2つ以上の団体の活動をしてもよいですか？

A 5 よいです。ただし、けがや病気につながるがないように、生徒の体力や健康

面に配慮して参加するようにお伝えください。

(追記) 同日時に活動する地域クラブ活動団体に重複して登録はできません。

Q 6 施設使用料は免除ですか？また、施設使用は優先されますか？

A 6 学校施設使用については免除します。ただし、学校施設以外の社会教育施設（例：市総体アリーナ・中央テニスコート・滝頭公園野球場・文化ホールなど）の使用は、現行のルール（減免など）のままです。また、学校施設以外の施設使用については優先されません。一般と同様で3か月前の予約が必要です。

Q 7 使用する場所や時間は自由に選べますか？

A 7 学校施設開放利用団体が地域クラブに申請する場合は、本年度は、現在登録している場所や時間を基本として活動場所を申請してください。来年度については、2月の学校施設開放利用団体説明会で決めていく予定です。なお、新規で地域クラブを立ち上げる場合は、スポーツ課や生涯学習課に場所や時間の相談をしてください。

Q 8 申請は、どこに、どの書類を提出したらよいですか？

A 8 *1 地域クラブ活動団体認定申請書 (様式第1号) を記入し、*2 クラブの会則、規則など実施主体の概要が分かる書類、*1 構成員名簿 (様式第2号)、*3 年間活動計画、*3 収支予算書、*3 その他教育委員会が必要と認める書類を、教育委員会（スポーツ課・生涯学習課）へ提出します。（*1は、HPからダウンロードできます。*2も雛形がダウンロードできます。*3は、任意様式です）

第1期受付は、7月28日（月）～8月15日（金）

第2期受付は、8月18日（月）～8月29日（金） これ以降は、随時受付。

第1期受付の場合 9月～9月中旬 認定クラブとして開始予定

第2期受付の場合 9月中旬～9月下旬 認定クラブとして開始予定

Q 9 途中で登録した内容に変更があった場合はどうしたらよいですか？

A 9 参加生徒や指導員等に人数の変更があった場合は、*1 地域クラブ認定内容変更届 (様式第5号) に必要な書類を添えて、教育委員会（スポーツ課・生涯学習課）に提出します。なお、地域クラブ活動を行わなくなった場合も、*1 地域クラブ活動団体認定取消願 (様式第6号) を教育委員会に提出してください。

Q10 祝日の活動は、地域クラブ活動の対象にはならないのですか？

A10 対象にはなりません。土曜日または日曜日の活動に限ります。ただし、祝日が土日であれば対象になります。

Q11 練習試合などを実施する場合は、3時間程度を超えることが多いが、クラブ活動として認定されますか？

A11 生徒に大きな負担が無いように、実施する事を条件で認定します。
※ただし、日常的に4時間を超える練習をするクラブ等については認定しません。

Q12 学校施設の練習場所の確保ができない場合は、社会教育施設等での活動は認定されますか？

A12 学校施設で他の団体などとの調整で確保できない場合は、認定されます。
※市内の社会教育施設を拠点とした団体についても認定の対象は可能です。ただし優先の予約はできません。今年度については、中学校の空調設備整備により活動場所が限られるため、市外の施設での活動も例外的に認めます。

Q13 その場合は、利用料(エアコン含む)は、どうなりますか？

A13 令和7年度の活動については、免除とします。ただし、総合体育館の空調設備については実費の徴収となります。
※令和8年度の以降の料金については、現在検討がされていますので、決定しだい、ご連絡します。

Q14 クラブの会費などは、徴収してよいですか？

A14 クラブ運営費としての会費については、概ね月3,000円を上限として、クラブとして認定します。ただし、参加者の安全上など、やむを得ない事由で上限を超える場合は、認定できることがあります。また、文科系クラブの実費必要分については別途徴収していただいてもかまいません。
※営利目的と見なされる団体は、田原地域クラブ活動団体として認定はされません。

Q15 参加者が10人以下の団体は、認定されませんか？

A15 地域や種目によって、10人に満たないものについては、その他認定要件をみたしており、かつ、田原市教育委員会の承認が得られる団体であれば認定します。
※スポーツ団体としては、中学生が5人以上で、小学生等を含む児童生徒数が10名以上であれば認定します。【基準として】

Q16 指導員研修会に参加できない場合は、どうしたらよいですか？

A16 指導員は、市が示す指導員研修会を受講することが、認定の条件になります。認定指導員は必ず参加してください。今後のクラブ運営においても役立つ内容になっております。認定以外の指導員の方、クラブ関係者・クラブ生徒の積極的な参加をお願いします。

します。

Q17 指導員謝礼の最初の支払日は何月ですか？

A17 9月の活動謝礼を10月に支払います。その後は、10～12月の3か月分を1月に支払い、1～3月の3か月分を4月に支払います。

Q18 土曜日に1時間、日曜日に2時間活動をするなど、合わせて活動することはよいですか？

A18 土曜日、もしくは日曜日のいずれかの活動になります。土日の両日に活動する団体は認定できません。また、平日と土曜日などを合わせて2時間以上の場合でも、指導員謝礼は出ません。

Q19 地域クラブ活動状況報告書や指導員実績簿は、地域クラブ協議会に直接もっていく以外の提出方法がありますか？

A19 地域クラブ協議会（田原文化会館内）以外にも、渥美文化会館・渥美運動公園・赤羽根文化会館で受け付けます。ただし、地域クラブ協議会に届くまで時間がかかりますので、時間の余裕をもって提出ください。なお、提出方法については、今後お知らせします。

Q20 毎年、認定を申請しますか？

A20 申請していただきます。認定期間は、認定された日から、次の3月31日までです。次年度の認定受付は3月上旬を予定しております。スポーツ保険についても、3月31日までの適用になっています。